

## 大阪市地区計画に係る認定及び許可取扱要綱

制 定 平成 2 年 7 月 1 日

最近改正 平成 26 年 3 月 3 日

### (目的)

第 1 この要綱は、地区計画に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 68 条の 3 第 1 項の規定に基づく認定及び同条第 4 項の規定に基づく許可、法第 68 条の 4 の規定に基づく認定、法第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定に基づく許可並びに法第 68 条の 5 の 5 第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づく認定に関し必要な事項を定めることにより、これらの認定及び許可の適正な運用を図り、公共施設の整備、オープンスペースの確保、緑化の推進及び良好な住宅の供給等を誘導し、もって市街地環境の整備改善に資することを目的とする。

### (適用区域)

第 2 この要綱は、地区計画（再開発等促進区（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「都計法」という。）第 12 条の 5 第 3 項に規定する再開発等促進区をいう。以下同じ。）、誘導容積型（都計法第 12 条の 6 の規定による地区計画をいう。以下同じ。）、高度利用型（都計法第 12 条の 8 の規定による地区計画をいう。以下同じ。）及び街並み誘導型（都計法第 12 条の 10 の規定による地区計画をいう。以下同じ。））の区域内の建築物に適用する。ただし、平成元年大阪市告示第 843 号による船場都心居住促進地区地区計画の区域内の建築物については、別に定める「船場都心居住促進地区地区計画にかかる認定及び許可取扱要綱」によるものとする。

### (運用方針)

第 3 この要綱による地区計画に係る認定及び許可は、当該地区計画の内容並びに別に定める「大阪市地区計画に係る認定及び許可取扱要綱実施基準（再開発等促進区）」、「大阪市地区計画に係る認定取扱要綱実施基準（誘導容積型）」、「大阪市地区計画に係る許可取扱要綱実施基準（高度利用型）」又は「大阪市地区計画に係る認定取扱要綱実施基準（街並み誘導型）」に適合する建築物であって、かつ、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについて行う。

なお、法第 68 条の 3 第 4 項の規定に基づく許可については、同条第 5 項の規定により、法第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定に基づく許可については、同条第 3 項の規定により本市建築審査会の同意を必要とする。

### (認定申請及び許可申請)

第 4 法第 68 条の 3 第 1 項の規定による認定を申請しようとする者は、法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。）第 10 条の 4 の 2 第 1 項に定める認定申請書に、大阪市建築基準法施行細則（昭和 35 年大阪市規則第 42 号。以下「細則」という。）第 3 条の 2 第 3 項に定める図書及び同条第 8 項の規定に基づき「大阪市地区計画に係る認定及び許可申請（再開発等促進区）の手続き要領」に定める図書を添えて提出すること。

- 2 第 68 条の 3 第 4 項の規定による許可を申請しようとする者は、規則第 10 条の 4 第 1 項に定める許可申請書に、細則第 3 条第 5 項及び第 7 項に定める図書並びに同条第 8 項の規定に基づき「大阪市地区計画に係る認定及び許可申請（再開発等促進区）の手続き要領」に定める図書を添えて提出すること。
- 3 法第 68 条の 4 の規定による認定を申請しようとする者は、規則第 10 条の 4 の 2 第 1 項に定める認定申請書に、細則第 3 条の 2 第 3 項に定める図書及び同条第 8 項の規定に基づき「大阪市地区計画に係る認定申請（誘導容積型）の手続き要領」に定める図書を添えて提出すること。
- 4 法第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定による許可を申請しようとする者は、規則第 10 条の 4 第 1 項に定める許可申請書に、細則第 3 条第 5 項及び第 7 項に定める図書並びに同条第 8 項の規定に基づき「大阪市地区計画に係る許可申請（高度利用型）の手続き要領」に定める図書を添えて提出すること。
- 5 法第 68 条の 5 の 5 第 1 項及び同条第 2 項の規定による認定を申請しようとする者は、規則第 10 条の 4 の 2 第 1 項に定める認定申請書に、細則第 3 条の 2 第 3 項に定める図書及び同条第 8 項の規定に基づき「大阪市地区計画に係る認定申請（街並み誘導型）の手続き要領」に定める図書を添えて提出すること。

（事務）

第 5 この要綱の実施についての事務は、都市計画局建築指導部建築企画課において行う。

附 則

この要綱は、平成 2 年 7 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 2 年 12 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 7 年 2 月 15 日から実施する。

この要綱は、平成 11 年 6 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 15 年 1 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 22 年 5 月 31 日から実施する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 26 年 3 月 3 日から実施する。

（参考：改正経過）

平成 2 年 12 月	改正内容	再開発地区計画の条項変更 第 68 の 3 → 第 68 の 5
平成 7 年 2 月	改正内容	誘導容積型（セットバック誘導型）地区計画の創設による整備
平成 11 年 6 月	改正内容	建築基準法の改正等に伴う条文整備
平成 15 年 1 月	改正内容	建築基準法の改正等に伴う条文整備
平成 15 年 4 月	改正内容	機構改革 指導課 ⇒ 建築企画課
平成 19 年 4 月	改正内容	機構改革 住宅局 建築企画課 ⇒ 計画調整局 建築企画担当
平成 22 年 5 月	改正内容	「街並み誘導型」の追加

		地区計画の種類について法による定義を追記 申請図書の参照規定を整理
平成 23 年 4 月	改正内容	機構改革 建築企画担当 ⇒ 建築企画課
平成 25 年 4 月	改正内容	機構改革 計画調整局 ⇒ 都市計画局
平成 26 年 3 月	改正内容	「高度利用型」の追加 地区計画の種類について法による定義を追記 申請図書の参照規定を整理